

《 供給およびサービス事業 》

継続加入組合員が供給事業を利用するにあたっての詳細は、別途定める「組合員の事業利用と利用代金支払いに関する規則」、「共同購入事業約款」及び各種カードの利用規則等に基づき、この取り扱い要領に定める。

1. 供給事業

(1) チラシ・カタログ配布基準

①配布希望集約

継続加入組合員の申込時にチラシ及びカタログ配布の希望を選択することができる。

②配布の停止

1年間利用の無い場合には、定款の定めに基づき配布を停止することができる。

(2) 組合員証及び指定店利用カード（旧：給油専用カード）の利用

①組合員証

組合員証は、定款の定めに基づき組合員に交付するものとする。

組合員証は、学校生協指定店にて利用することができる。

ただし、POSシステムを導入した指定店（ガソリン・東武宇都宮百貨店）では利用できない。

i. 小売店

支払い時の組合員証提示により特典を受けることができる。※一部対象外あり。

ii. ハウスメーカー及びリフォーム会社

商談前に組合員証を提示し学校生協組合員であることを伝える。なお、提示するタイミングによっては特典を受けられなくなる場合もある。

②指定店利用カード（旧：給油専用カード）（以下「指定店利用カード」という）

指定店利用カードは、組合員1人につき2枚までカードを発行することができる。

指定店利用カードは、学校生協指定店にて利用することができる。

i. 小売店

支払い時の指定店利用カード提示により特典を受けることができる。※一部対象外あり。

ii. ハウスメーカー及びリフォーム会社

商談前に組合員カードを提示し学校生協組合員であることを伝える。なお、提示するタイミングによっては特典を受けられなくなる場合もある。

iii. ガソリン給油及び東武宇都宮百貨店

POSシステム導入のガソリン会社及び東武宇都宮百貨店にて利用することができる。

ガソリン会社6社※にて組合員価格で給油することができる。なお、給油価格は学校生協ホームページ等で案内するものとする。

※ガソリン会社6社：(株)ENEOSフロンティア、(株)日星石油、(株)ヤマグチ、関彰商事(株)、(株)丸重、(株)ENEOSリテールサービス（2024年10月1日現在）

③提携カード

希望者にカードを発行する。

i. DCビジネスゴールドカード

学校生協組合員本人のほか、生計を同じくする家族1人発行することができる。

ii. 出光提携カード「TRUST&FLEX」

学校生協組合員本人のほか、家族カード3枚まで発行できる。

なお、一部利用ができない店舗がある。

iii. 両毛丸善ガソリンカード

学校生協組合員本人のほか、家族カード3枚まで発行できる。

iv. NEZASサービスガソリンカード

学校生協組合員本人のほか、家族カード3枚まで発行できる。

④カード利用の停止

「組合員の事業利用と利用代金支払いに関する規則」に基づき、支払いを延滞した場合は、組合員に通知することなくカード利用を停止することができる。

2. サービス事業

サービス事業（指定店以外の提携店等）全般を退職後も利用できる。

3. 中央労働金庫の金融サービス（各種ローン、各種預金）

退職後も利用できる。詳細は中央労働金庫栃木県本部（問い合わせ先 TEL 0 2 8 - 6 2 2 - 4 2 9 6）

附則

この要領の改廃は理事長専決事項で行う。

この要領は2024年1月15日より実施する。

2024年10月 1日 一部改正